

「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の中間見直しについて

1 「新潟市一般廃棄物処理基本計画」について

(1) 計画の位置づけ

- 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもの。
- 「新潟市総合計画」、「新潟市環境基本計画」等と整合を図り、廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるもの。
- 計画実施のための具体的事項は毎年度策定する「新潟市一般廃棄物処理実施計画」で定める。

(2) 計画の概要

①計画期間 平成24年度から平成31年度までの8年間

②基本理念と数値目標

- 基本理念 「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」
- 基本理念に向けた数値目標

区 分	平成 22 年度 (最新実績)	平成 28 年度 (中間目標)	平成 31 年度 (最終目標)
① 家庭系ごみ量 (1人1日あたり)	494g	484g (△10g)	474g (△20g)
② 事業系ごみ排出量	84,393t	79,300t (△5,093 t)	74,500t (△9,893 t)
③ リサイクル率	27.0%	29.8% (+2.8%)	30.9% (+3.9%)
④ 最終処分量	32,092t	22,500t (△30%)	21,800t (△32%)
(参考指標) 廃棄物分野の CO2 排出量	81,957t-CO2/年	75,800t-CO2/年 (△8%)	73,100t-CO2/年 (△11%)

③基本方針

- 数値目標達成に向けた4つの基本方針

基本方針 1 家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働
 基本方針 2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進
 基本方針 3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進
 基本方針 4 収集・処理体制の整備

2 「新潟市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しについて

- 基本方針に基づく施策の進捗状況を検証し、改善点や新たな課題の整理を行う。
- 数値目標は平成31年度の最終目標を据え置く。